

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和 7 年 4 月

いちき串木野市

目 次

1, ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2, 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・	P2
3, 設計変更の対象となるケース・・・・・・・・・・	P3
(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	【契約書 18 条第 1 項第 2 号】
(2) 設計図書の表示が明確でない場合	【契約書 18 条第 1 項第 3 号】
(3) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	【契約書 18 条第 1 項第 4 号】
(4) 発注者が変更を必要と認める場合	【契約書 19 条】
(5) 工事中止の場合	【契約書 20 条】
(6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
4, 設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・	P 6
(1) 契約書第 18 条（条件変更等）関連	
(2) 契約書第 19 条（設計図書の変更）関連	
5, 工期・請負金額の変更・・・・・・・・・・	P 8
(1) 概算金額明示の考え方	
6, 設計変更に係る資料の作成・・・・・・・・・・	P 9
(1) 設計照査に必要な資料作成	
(2) 設計変更に必要な資料作成	
7, 関連事項・・・・・・・・・・	P11
(1) 指定・任意の正しい運用	
(2) 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	
8, 参考資料・・・・・・・・・・	P13
・建設工事における施工条件明示について	
9, 用語の定義・・・・・・・・・・	P16

1, ガイドラインの目的

建設工事は、様々な現地の自然条件、環境条件のもとで行われることから、設計図書に示された施工条件が実際の現場条件と一致しないことや、設計時点で想定していなかった事態が発生することがあり、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合がある。

設計変更に関しては、いちき串木野市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に定められているが、国・県が策定しているガイドラインを踏まえ、本市においてもガイドラインを策定し、受注者・発注者双方の留意事項や具体例を示すことで、設計変更に係る手続きの円滑化、また働き方改革等に向けたワンデーレスポンス及び設計変更の迅速化にかかる取組を一層進めることを目的とする。

2，設計変更が不可能なケース

●下記のような場合においては、原則として設計変更はできない。

(ただし、災害時などの緊急な場合はこの限りではない。)

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- ③ 「承諾」で施工した場合。
- ④ 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ⑤ 正式な書面によらない事項（口頭での指示、協議等）の場合。
- ⑥ 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ⑦ 指定されていない任意の仮設、施工方法を変更する場合。(ただし、設計図書に示す条件と実際の現場条件が一致しない場合は除く。)

3. 設計変更の対象となるケース

●下記のような場合においては、設計変更の対象となる。

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合【契約書第18条第1項第2号】

<具体例>

- ① 条件明示の必要があるにも係わらず、土質に関する条件明示がない場合。
- ② 条件明示の必要があるにも係わらず、地下水位に関する条件明示がない場合。
- ③ 条件明示の必要があるにも係わらず、交通誘導員に関する条件明示がない場合。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合【契約書第18条第1項第3号】

<具体例>

- ① 土質柱状図は、明示されているが、地下水位が不明確な場合。
- ② 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時配水などの運転条件等の明示がない場合。
- ③ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合。

(3) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【契約書第18条第1項第4号】

<具体例>

- ① 設計図書に明示された土質が現場条件と一致しない場合。
- ② 設計図書に明示された地下水位が現場条件と一致しない場合。
- ③ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制内容と一致しない場合。
- ④ 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現場条件と一致しない場合。

(4) 発注者が変更を必要と認める場合 【契約書第19条】

<具体例>

- ① 地元調整の結果、施工範囲、施工時期、施工期間を変更する場合。
- ② 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ③ 警察、河川、鉄道等の管理者、電力、ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする場合。
- ④ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- ⑤ 使用材料を変更する場合。
- ⑥ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。
- ⑦ 隣接工事との調整で、交通誘導員の人数を変更する場合。

(5) 工事中止の場合 【契約書第20条】

<具体例>

- ① 設計図書に工事着工時期が定められている場合で、その期日までに受注者の責によらず施工ができない場合。
- ② 警察、河川、鉄道等の管理者との管理者間協議が完了していない場合。
- ③ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- ④ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
- ⑤ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が完了していないため、施工できない場合。
- ⑥ 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した場合。
- ⑦ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。
- ⑧ 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合。
- ⑨ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

(6)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

<具体例>

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の確認は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)
- ⑥ 構造物の構造計算の計算結果が設計図と違う場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑦ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑧ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑨ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑩ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面が示されておらず、共通仕様書「路面切削工」「切削オーバーレイ工」「オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。)

※ なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

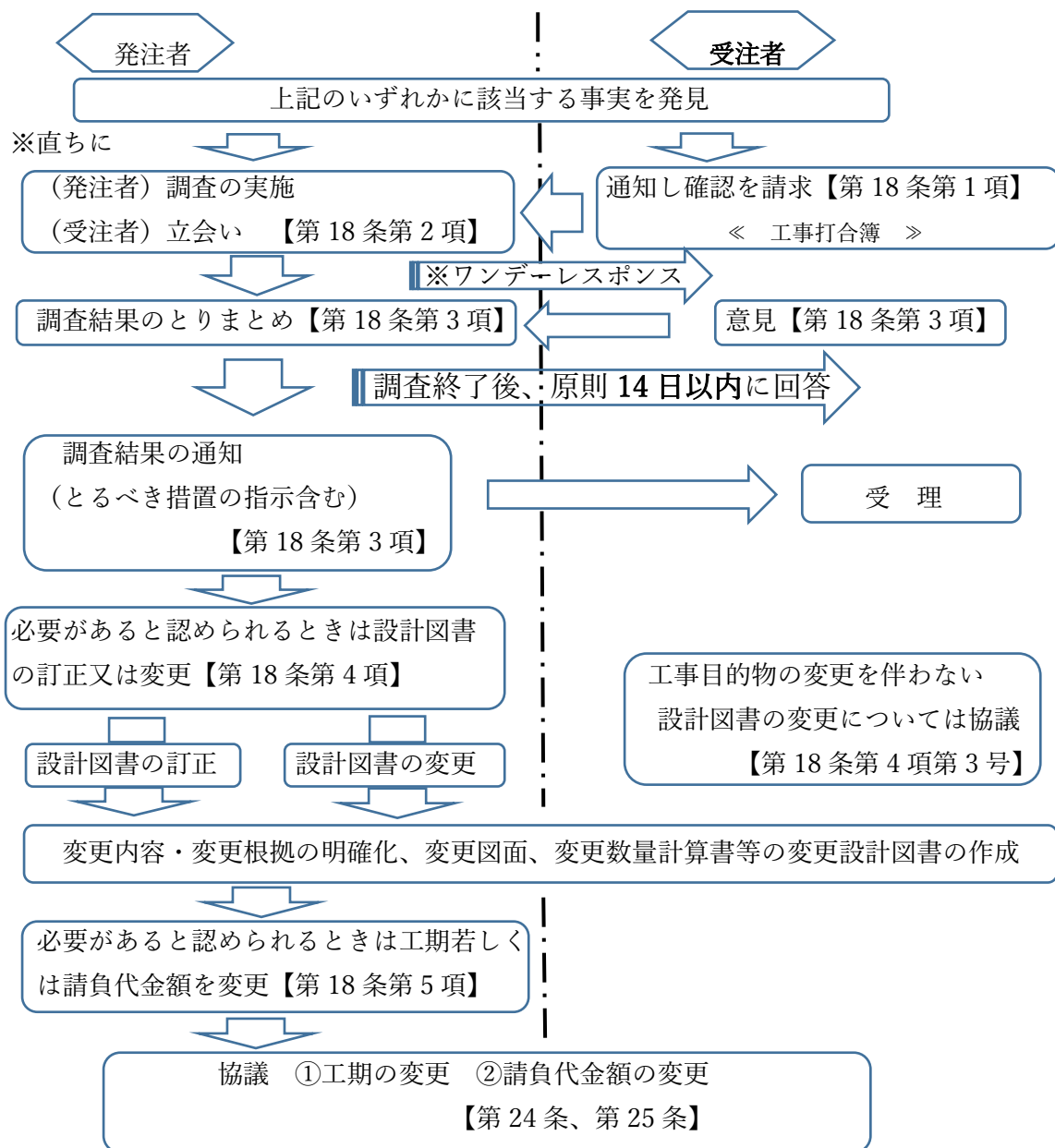
ただし、設計変更・変更指示に当たっては、下記事項に留意する。

- 1, 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、設計変更「協議」を行うこと。
- 2, 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にすること。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にすること。)
- 3, 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要性が生じた都度、遅延なく行うこと。

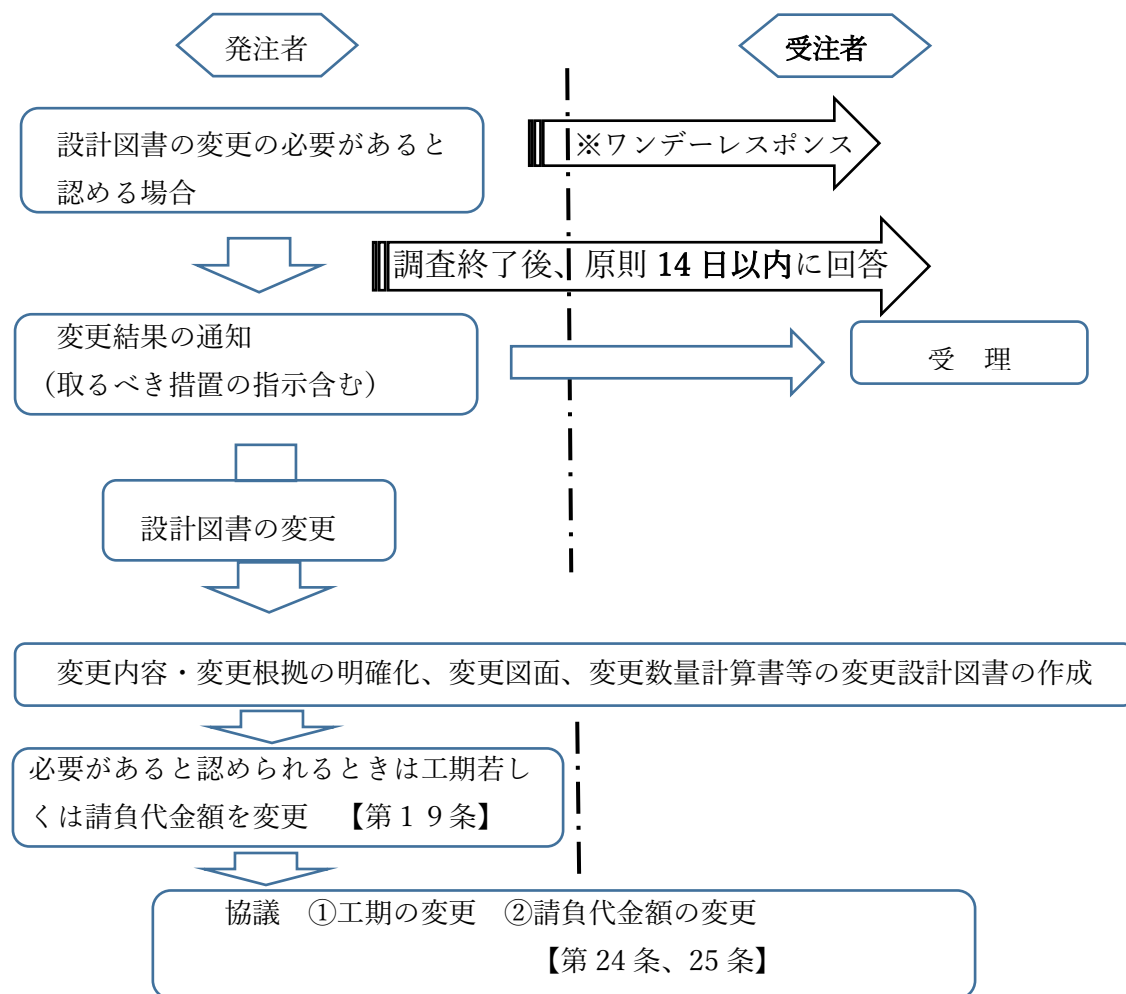
4, 設計変更手続きフロー

(1) 契約書第18条(条件変更等) 関連

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



(2) 契約書第19条（設計図書の変更）関連



5， 工期・請負代金額の変更

(1) 概算金額明示の考え方

- ① 変更指示書通知後、受注者より工事打合簿に工事費内訳書を添付の上、見積額の提出があった場合、発注者は概算金額を工事打合簿で提示する。
- ② 発注者が提示する概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。
- ③ 記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。
- ④ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- ⑤ 緊急的に行う場合又は何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、後日通知することができる。

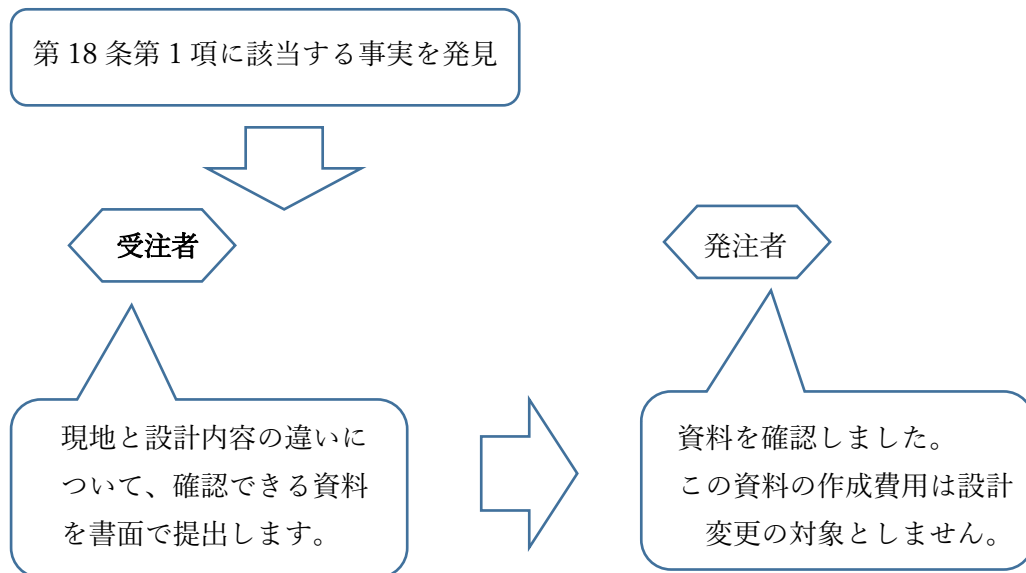
6、設計変更に係る資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

< 契約書第 18 条第 1 項 >

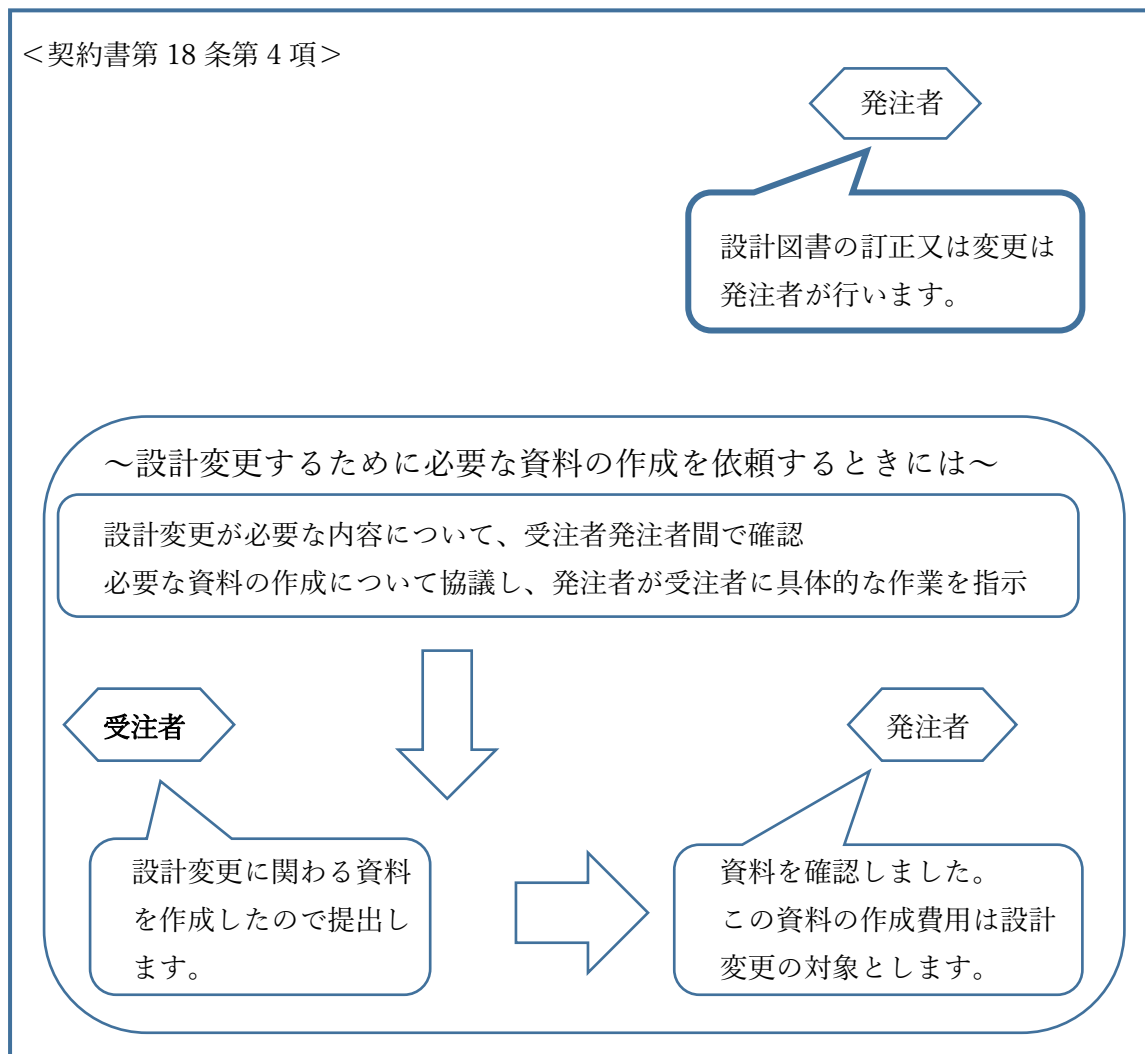


(2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

<契約書第 18 条第 4 項>

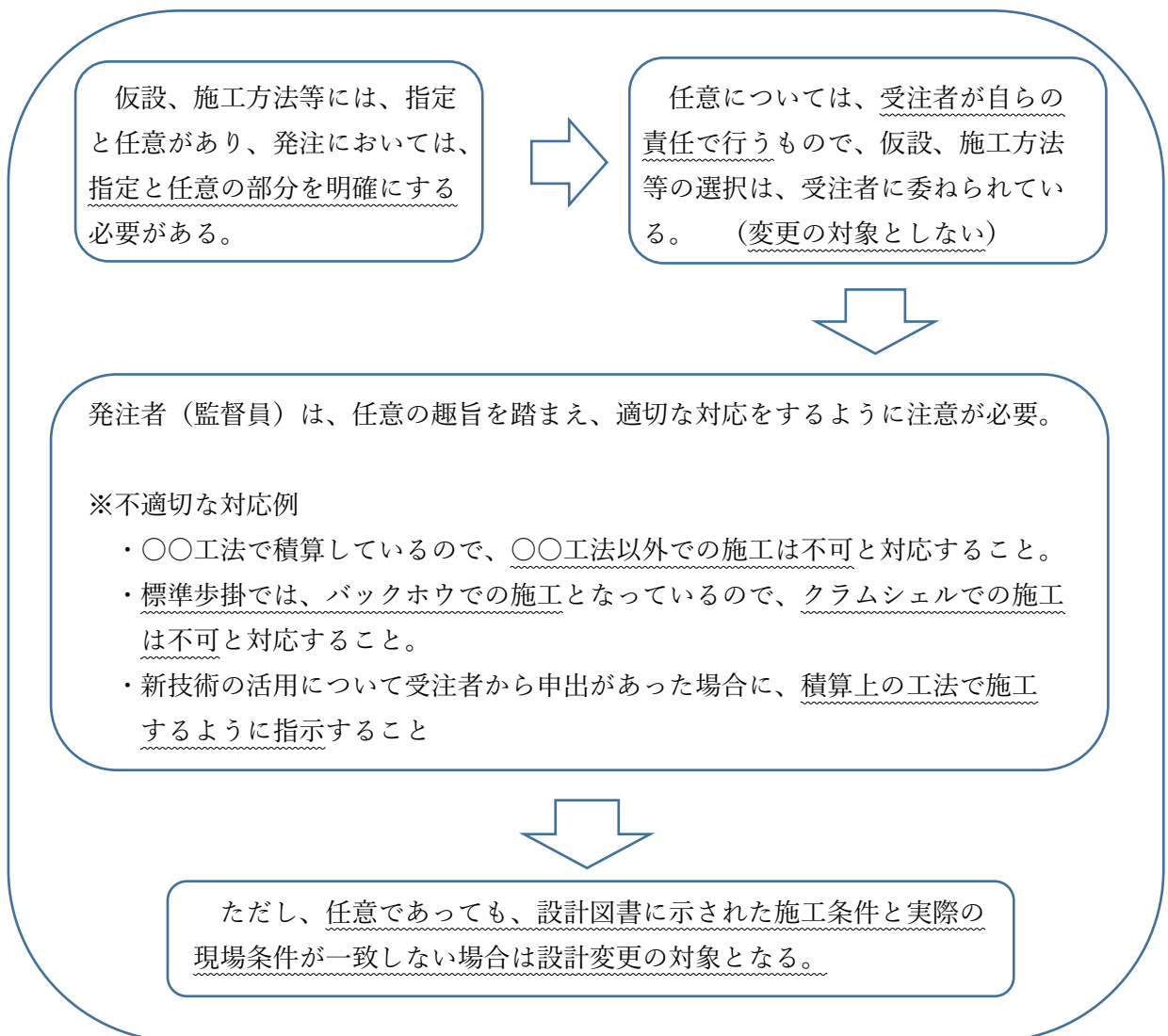


7. 関連事項

(1) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。



(2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。

【入札前】

入札参加者は、閲覧設計図書を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、設計図書等について疑義があるときは、発注者に書面で説明を求めることができる。

【契約後】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

8. 参考資料

【建設工事における施工条件明示について】

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数等
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害対策関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、土砂崩壊等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等への占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等

薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その個所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

9，用語の定義

○設計図書の変更

入札に際して、発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正を行う。

○契約図書

契約書及び設計図書をいう。

○設計図書

特記仕様書、契約図面、現場説明書及び質問回答書をいう。

○仕様書

各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書の総称。

○共通仕様書

各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうちあらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したもの。

○特記仕様書

共通仕様書を補足し工事の施工に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書。

○質問回答書

入札参加者からの契約条件等に対して発注者が回答した書面。

○指示

契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させること。

○承諾

契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意すること。

○協議

書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ること。

○提出

監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。

○通知

発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせること。

○確認

契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について契約図書の適合を確かめる。

